

## 裁判員経験者意見交換会議事録（平成30年12月12日開催分）

**司会者：**これより裁判員経験者の皆様との意見交換会を始めたいと思います。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

この意見交換会は裁判員を経験された方々から、御自分の御経験や御意見等を伺い、今後の裁判員裁判の改善につなげていこうという趣旨で開催しているものでございます。

この意見交換会の内容は裁判所のホームページでも公開されますので、広く国民の皆様には裁判員を務められた方の御経験を知っていただくというような意味も持つこととなります。

今回4名の経験者の皆様におかれましてはお忙しい中、再び裁判所にお越しくださいませ、誠にありがとうございます。

是非、率直な御意見をいただければと思います。

申し遅れましたが、私は本日、司会を務めます大阪地方裁判所第8刑事部裁判官の松本と申します。

簡単に自己紹介をいたしますが、私は裁判官になって約25年経つところですので。このうち、ここ最近の約6年間ほどは裁判員裁判の裁判長を担当していますので、それなりの裁判員裁判の経験はありますが、いまだにこうするのがいいというような決まったやり方が見つけられているわけではございませんので、いろんな点で試行錯誤を繰り返しているというのが実情でございます。

本日は皆様の御意見を伺って、今後の参考にしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、まずこの意見交換会の大まかな進行の予定について御説明いたします。まずは出席していただいている皆様には、一言ずつ御発言をいただきたいと思っております。

特に裁判員経験者の皆様には、御挨拶もかねて御自分が担当された事件がど

んな事件だったとか、務めてみての全体的な感想等、まず簡単に順番に御発言いただければと思っております。

その上でお配りしております意見交換事項の議論に入りますけれども、大きく今回は二つの事項を用意しておりますので、その順番でそれぞれ意見交換していきたいと思っております。

その後、守秘義務についての御感想や御意見等を伺って、最後に記者からの質問があれば応答していただくと、このように時間を設けたいと考えております。

そのような形で進行することになると思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

まず、本日、この意見交換会に私以外にも検察官、弁護士、裁判官が一人ずつ、出席していますので、その方々から一言ずつ御挨拶いただきたいと思えます。

まず検察官、お願いします。

**満生検察官**：大阪地方検察庁公判部の検事の満生と申します。

本日は、お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。

大阪地方検察庁におきましては、裁判員裁判において裁判員の方たちにできるだけ分かりやすい主張・立証を心掛けているところです。

今日は皆さんにいい点だけでなく、改善を要する点とか、そういった点も含めて忌憚のない御意見、そしてその意見をまた今後の検察庁で裁判員裁判における主張・立証の工夫に生かしていければと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

**司会者**：次に弁護士の方からお願いします。

**西尾弁護士**：大阪弁護士会弁護士の西尾和則と申します。

本日はよろしく願いいたします。

私が弁護士になりまして8年ほどになりますが、裁判員裁判については、依頼があればお受けするというスタンスでこれまでやってまいりました。

いつも公判で一方的に弁護士の話を一般的に分かりにくい話を皆さんに聞いていただくような立場でしかないんですが、裁判員の方の御意見を聞く機会があるということで、今日は楽しみにして参りました。どうぞよろしくお願いいたします。

**司会者**：ありがとうございました。

続いて裁判官、お願いします。

**永井裁判官**：大阪地裁の第8刑事部に所属しております裁判官の永井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

裁判員裁判は皆様の御協力があってこそ初めて成り立つ制度ですけれども、特に今日お集まりいただいた皆様はとても難しい事件を担当されて、かつ審理日数も比較的長い事件でしたので、大変な御苦勞と御協力をいただいたことと思います。

その中で多分、日程の調整であるとか、あるいは終わった後のことも含めて御苦勞されたところが多いんじゃないかというふうに想像しております。

皆様に参加していただきやすい制度としてこのまま続けていくためには、そういった率直な御感想等を聞かせていただくことが大変参考になりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

**司会者**：ありがとうございました。

それでは、いよいよ裁判員経験者の皆様からも一言ずついただきたいと思えます。先ほども申し上げましたけど、何でも結構なんですけど、例えば御自分が担当した事件はどのようなものだったとか、裁判員をしてみたの全体的な感想はどうだったというようなことを御発言いただければと思います。

まずは1番の方からよろしくお願いいたします。

**裁判員経験者1**：私は裁判員として参加した事件は路上強盗でして、こういう言い方はあれかもしれないですけども、被害者の方が亡くなられていないし、被害者自身も重い罰は加害者に対して望んでいないという事件でしたので、殺人事件の担当をするというよりははまだ心理的な負担は少なかったと思います。

裁判員経験者としてニュースを見聞きする上で、この事件は裁判員裁判になりそうだなとか、なったとしたらすごくややこしい部類になるんじゃないかなとか、そういう視点でニュースを見るようになったというのがあります。

**司会者**：ありがとうございました。

続いて2番の方、お願いいたします。

**裁判員経験者2**：私が担当させていただいたのは、現住建造物等放火の事件で、放火か失火かということが問題になっていました。裁判員裁判を経験してみても、罪になるかならないかについて、今までの考え方とかが180度変わりました。黒だったら黒なんですけど、白、グレーであれば無罪になるということは今まで知らなかったところでした。今は違う人の放火事件をニュースで見ると、火事になった原因とかそういうことがあるんだなと思い、貴重な経験をさせていただいたなと思うことと、やっぱり最後、決めていくときには皆さんの御意見を聞きながら、あっちかなこっちかなということで本当に悩みながらという感じだったなと思います。

**司会者**：ありがとうございました。

続いて3番の方、お願いいたします。

**裁判員経験者3**：私が担当させていただきましたのは、強制わいせつ致傷でして、被告人が外国人の方でした。五、六日間でしたが、最初のところはちょっと言葉が適切じゃないと思うんですが、裁判員の通知をいただいてから、これも自分の経験になるのかなという安易な気持ちだったんですが、実際こちらに伺うようになって、事の重大さというか、大変なことをしてるんだなということを感じました。それと非常に堅いところかなと思っておったんですが、裁判員6人の方と補充裁判員の方と合わせて8人、意外と皆さんと和気あいあいという言葉は適切じゃないと思うんですが、何というか思ってたイメージと全然違いまして、そういう中で最終日まで進んでいったといいますか、そういう感じでした。

**司会者**：ありがとうございました。

4番の方、お願いいたします。

**裁判員経験者4**：私が担当しましたのは、殺人未遂の案件でした。

一番大変だったのは、責任能力の有無、判断というのがありましたので、そこはちょっと経験したことがありませんでしたので、どのような判断をするかとかというのは非常に悩みました。また、被害者の方にどうしても感情的になったと言ったら変ですけども、若干被害者の立場の方に寄ってしまいがちなところを、証拠に基づいていかに中立な立場で判断するかということは非常に苦労しました。

**司会者**：ありがとうございました。

若干の補足をさせていただきますが、4番の方が担当された事件は、駅の構内で被告人が2名の通行人を金属バットで殴る等したという事案で、殺意と責任能力が争われる事件だったようです。そういった通り魔的な事件ということで、どうしても被害者側に同情的になってしまったということかと思います。

それでは、いよいよ意見交換の本題の方に入っていきたいと思います。

まずはそのうちの1点目、争点に関する検察官、弁護人の主張・立証活動及び評議の在り方、そういう点についてお話を伺っていきたいと思います。

今回お集まりいただいた皆様に担当していただいた事件はいずれも、何らかの点で事実争いがあった事案ということになります。

したがって、その争いがある点について、検察官や弁護人はそれぞれ主張・立証を尽くしたと思われ、その後の評議でも、裁判官の進行の基でそのような争点について当事者の主張・立証を踏まえた意見交換、評議を行って結論を決めたはずということになりますが、そうした場面における検察官や弁護人や裁判官の活動が分かりやすかったかどうか、そういった点等を伺っていきたいと思います。

その中でも多少段階を分けてお聞きした方がいいかなと思いますので、まずは、冒頭陳述についての御感想等を伺っていきたいと思います。

公判審理の最初に、被告人の人定質問や、起訴状の朗読やいわゆる罪状認否

等があったと思いますが、その後、検察官と弁護人がそれぞれ冒頭陳述という形でこれから証拠によって証明しようとする事実はどういうことかというようなことを述べたかだと思います。それがどうだったかというその点をまず議論したいと思います。

理想的には、そういった双方の冒頭陳述を聞くことによって、どこが争点なのかを把握でき、これからどういうところに注目して、証拠調べに臨めばいいかというのが分かるというのが期待されているといえると思うんですけども、実際皆さんの経験した事件ではどうだったかということについて伺ってきたいと思います。

分かりやすかったということでも結構ですし、ちょっと分かりにくかったところがあるということでも結構ですので、それぞれの事件について御感想等あれば是非伺いたいと思いますが、どうでしょうか。

日にちが経っているので、ちょっと記憶が薄れてるかもしれないですけど、お気づきの点、述べてもらえる点があれば教えていただきたいと思います。

例えば1番さんの事件でいいますと、路上強盗の事案で、争いがあった部分というのは、被告人と共犯者との間での共謀について、いわゆるひったくりで単に盗むということだけ話し合ったのか、強盗、被害者に暴行を加えた上でひったくるというところまで話し合いがあったのかという、シンプルな争いだったかなとは思いますが、それについて、そういうところが争いなんだということが、冒頭陳述を聞いた段階で、お分かりになったかどうか、またその点についてどういうところにこれから着目して、証拠調べを聞いていけばいいのかがお分かりになったかどうか、その辺り、今の御記憶でいかがでしょうか。

**裁判員経験者1**：個人的にはそうですね、午前中に選任手続があって、午後からすぐに始まってですので、結構こう自分でも整わないまま進んだかなという印象がありました。私がやった裁判では、強盗致傷罪の成立については、双方の検察官、弁護人さん共に、そこは認めていて、事前に共謀したのかが争点にな

っていました。そのところはやはり双方ともに検察官，弁護士側も両方ともどうしてもそういったところがそれに対して必要なんだというか，まさに脱線とかじゃないですけど，そこら辺もいろいろあってちょっとごちゃごちゃとしたかなという印象は私の中ではあったんですけども。

**司会者：**ありがとうございます。

特に冒頭陳述のところに関してどうだったかという感想等お聞きできればと思うんですが，他の方で御自分の事件はこうだったよとか，よければおっしゃっていただければと思うんですが。

2番さんの事件での争点は，先ほども御紹介いただきましたけれども，一つ目は放火行為というのがあったのか，放火じゃなくて，失火，意図せずに火がついちゃったんじゃないかという点が争いになっていたほか，仮に放火だとしても責任能力があるかという争点もあったようですけれども，こういう争点なんだとか，それぞれの争点についてこれからどういう証拠が出てくるのかというところが，冒頭陳述の段階できちんと理解できたかどうかという辺りは，2番の方，いかがでしょうか。

**裁判員経験者2：**私の印象では，冒頭陳述のメモで検察官側の方が出してくださった要旨がすごく字もちょっと大き目ですし，時系列に沿っていたという点で分かりやすかったです。あと，「ここが分かってる」，「ここは分からない」というところが分かりやすくなっていたのと，次また新しいきれいなものにどんどん書き換えてくださっていたのが，分かりやすかったなと思いました。別に，弁護士さんから出てきたものが，今回の事件というのは，覚えてないとかということがあったんで，まずいところは何か分からないという感じで，字も小さかったし，その時系列がなかったので，どうかなというところがありました。感觸的には検察官側の方が出してくださったのは，どんどん新しくなるし，裁判の中で画像を作ってくださいって，すごく分かりやすかったなという印象があります。

**司会者：**3番の方の事件については，先ほど御紹介いただいたとおり，強制わい

せつ致傷の事件ですが、これは2件同じような事件がありまして、その争点としては、1件はわいせつ行為は未遂、実際にはわいせつ行為に至ってなかったんですけども、暴行を行った際にわいせつの故意があったのかどうか、もう1件については、実際にわいせつ行為に当たるような行為をしたのかどうか、というのが問題になった事案というふうに承知してるんですけども、やはりこの冒頭陳述を聞いて、そういったところに争いがあるということとか、その点について検察官、弁護人がそれぞれどういうことをこれから立証しようとしているのかというのが、お分かりいただけたかどうかはいかがでしょうか。

**裁判員経験者3**：思い出しながら、話してるんですけど、私の場合、強制わいせつ致傷という、罪の名前が何かすごくインパクトが強くて、言葉がよく見つからないんですけども、公平に見ないといけないとは頭の中で分かってるんですけども、どうしても被害者さんの立場でものを考えてしまって、そっちに目をとられてしまいがちだったなど。終わってから思ったことなんですけど。

それと裁判中、特に検察官の方がおっしゃることが非常にインパクトが強く受け止めまして、弁護側でおっしゃることが弱々しくじゃないんですけど、何か弁護されてるのかなという、これも適切な言い方じゃないんですけど、とにかく検察官のイメージが強過ぎたといえますか、これもいかんと思うんですけど、最初、とにかく犯人が悪いんだと頭で走ってしまったのを覚えています。

その後、評議の中で、他の方の意見も聞きながら自分をコントロールしていったといえますか、あとは上手にその場を進めていただきましたので、少しずつ冷静に進められたと記憶してます。

**司会者**：ありがとうございました。

わいせつ事案ということでどうしても被害者の方に同情してしまいがちになる事件かなと思いますけど、そういったこともあって最初のうちはそういう気持ちだった、けどだんだん冷静になったということですかね。

先ほどその点に関して4番さんからも発言ありましたけれども、結果的には判決まで見るとかなり冷静にというか、必ずしも被告人に不利益なことばかり

でもなく、有利なところも考慮された結論になっているようなんですけども、その辺り、だんだんと公平にというか、中立的に見るといような気持ちになれたということなんでしょうか。

4番の方いかがでしょうか。

**裁判員経験者4**：はい。おっしゃるとおりで、いろんな方、同じ裁判員の方の意見ですとか、そこにいらっしゃった裁判長、裁判官の方々のいろんな意見とかをお聞きして、感情を出さないように、公平に中立な立場でできるようになれたと思います。

**司会者**：ありがとうございました。

冒頭陳述の話に戻るんですけども、4番の方の事件は、二人の被害者に対する殺人未遂についてそれぞれ殺意が争われている上に、責任能力も争われているということで、かなり難しい争点が複数あるということで、大変な事案だとは思いますが、冒頭陳述を聞いた段階でどこまでそういった争点だとお分かりいただけたかということはいかがでしょう。

**裁判員経験者4**：そうですね。冒頭陳述が非常に分かりやすく、時系列で説明していただいたので、この点が判断しないといけない点だと理解はできました。

**司会者**：検察官の冒頭陳述も弁護人の冒頭陳述もいずれもということなんでしょうか。

**裁判員経験者4**：そうですね。双方の争点が分かりやすかったと思います。

**司会者**：ありがとうございます。

冒頭陳述については検察官、弁護人の方からお聞きになりたいことはございますか。

**満生検察官**：1番さんにちょっとお聞きしたい点があります。

この1番さんが担当された事件は要するに事前共謀があったかどうかというところについて、共犯者の供述が信用できるのか、あるいは被告人の供述がこれでいいのかどうか、そういったところが主要な争点になるかと思うんですが、この検察官の冒頭陳述のメモを見る限りは、共犯者の供述の信用性という

ようなキーワードであったりとか、その信用性は判断する上でこういった点に着目して、その信用性を判断してくださいというようなアナウンスが書面上はなかったんですけれども、実際、必ずしも検察官の言葉で述べたことがメモに落とされるわけじゃなくて、フリーワードということがあるんですが、この1番さんの事件の際にはそういった信用性の判断ポイントに関する言及というのは検察官から何かありましたか。

あるいは、冒頭陳述を聞いて、あ、これは共犯者の供述の信用性を、どう判断するかが問題になるんだなという形にすっと入ったかどうか、そういった点について、ちょっと率直な感想をお聞きできればと思います。

**裁判員経験者 1**：裁判官から説明はあったと思うんですけれども、とにかく初日だったと思うんで、とにかく私の方の印象ではトトトと進んでいった印象が残っていて、ちょっと私自身がついて行けてなかったのかもしれないですけれども。

**満生検察官**：ありがとうございます。

この点に関して3番さんにも質問させていただきたいんですが、3番さんの担当された事件の検察官の冒頭陳述を見ますと、3のポイントというところで両事件、A事件、B事件について、被害者の供述の信用性をこういった関係証拠に照らして判断してくださいという趣旨の記載なのかなと思うんですが、そのような形で説明されていましたか。

**裁判員経験者 3**：思い出してるんですけれども、もう一度言っていただけますか。

**満生検察官**：例えば、被害者の供述の方が信用できるかどうかを判断する上で、例えばこの冒頭陳述を読み返して、破れたストッキングの状況と被害者の供述が整合してるのかどうか、あるいは負傷の状況と被害者の供述が整合してるのかなとか、そういった信用性を判断する上で冒頭陳述に立ち返って確認したりとか、そういうふうな使い方をされたりしたんですか。

**裁判員経験者 3**：私の中では、自分自身が判断するのに、特に今おっしゃったス

トッキングとか証拠となるものは、非常に大きなウエートを占めたと思います。

**満生検察官**：ありがとうございます。あと1点だけよろしいですか。

4番さんにお聞きしたいんですけども、殺意と責任能力が争いになってるということで、この殺意の点なんですけれども、検察官の冒頭陳述を見ますと、要するに頭を金属バットで思い切り殴ったということで、その行為から殺意が認められるかどうかということなんですけれども、頭を金属バットで強く叩いた、その行為をかなり分析的に切り分けているような感じで、逆に分かりにくくなってるようにも感じたんですけども、何か詳しく書けば書くほど理解が追いつかなくなるとか、その点のことは実際どうでしたか。あるいは、逆に理解が進んだかどうかとか。

**裁判員経験者4**：普段の日常生活で考えている、そういう法的な知識で考える殺意と実際裁判で争点になる殺意は違うと分かりました。確かに非常に詳しく書いていただいたので、その辺は良かったと思います。

**満生検察官**：例えば、ここに詳しく書かなくても、金属バットを思いっきり頭をめぐらして叩きつけたのなら、それは殺意はあるでしょうみたいな、何かそのぐらいの書きぶりも、場合によってはあるのかなとは思いますが、何かその程度でも十分伝わったはずだとかいうふうに思ったりするところはありますか。あるいはやっぱりこのぐらい分析的に書いてもらった方が、分かりやすかったかどうか、その点いかがでしょうか。

**裁判員経験者4**：そうですね。私個人は細かく、詳細に書いていただいて、分かりやすかったと思います。

**満生検察官**：ありがとうございます。

**司会者**：御質問等、ございますか。どうぞ。

**西尾弁護士**：3番の方にお聞きしたいのですが、先ほど弁護人の冒頭陳述が弱いというふうにお思いになったとおっしゃったと思うんですけども、弱いというのは具体的にどういうところでそう感じたのかというのをちょっと教えていた

だきたいのと、弱い結果、何が争点なのか、弁護人が何を言いたいのが分かりにくかったのかどうかということをお教えいただきたいと思ひます。

**裁判員経験者 3**：そうですね。弱いという表現をさせていただいたんですけども、先ほど申したんですけどね、どうしても検察官さんのおっしゃることに非常に強いイメージを受けたものですから、逆に弁護人さん、どういったらいんですかね、自分が感じたことは弱々しいという表現を使ったんですけど。さっきも言ったんですけど、強制わいせつ致傷といった罪名が自分の頭の中の占めているウェイトが非常に大きくて、被害者さんの立場でものを考えていた時点で、一番最初にそれを聞いたものですから、検察官さんがおっしゃったことが100パーセントじゃないですけど正しくて、逆に今度は弁護されてる方が嘘があるというわけではないですが、おかしいんじゃないかなというのが、初日に始まったものですから、そのときに感じた正直な思ひです。ただ、さっき申したとおり、2日目、3日目と進んでいくに当たりまして、若干、自分の中で占めるウェイトが変わってきたというのは事実です。

**西尾弁護士**：弁護人の冒頭陳述も踏まえて、弁護人の言っていることはおかしいんじゃないかと、検察官の言っていることが正しいんじゃないかという印象を持たれたということですね。

**裁判員経験者 3**：はい。

**西尾弁護士**：弁護人は外国人の方の言い分を冒頭陳述書に書いてると思うんですけども、その内容は理解されたということですね。

**裁判員経験者 3**：これも私の考えでは、例えば生い立ち、私にもいろんな生い立ちがあるんですけども、比較したわけじゃないんですが、そういったことがあれば、それを理由にこういったことが起きたと、そういうことで情状酌量というのは……。いかなる理由があってもやっちはいけないことはやっちはいけないんだという考えが、自分自身の中を占めていたと思ひます。

**西尾弁護士**：まとめさせていただきますと、弁護人の言い方とか、表現の仕方とかで、工夫すればもっと伝わったんじゃないかという要領の話じゃなくて、そ

もそも弁護人が言ってる主張の内容自体があんまりちょっと理解できないというか、すっと腑に落ちないという印象を受けられたということですか。

**裁判員経験者 3**：そうですね。ですから私自身が受け取ったのは、さっきも言いましたけれども、一裁判員としては、非常にインパクトが弱かったと感じました。

**司会者**：よろしいですか。

冒頭陳述の後、証拠の取調べに入ったかと思うんですが、通常、まず証人尋問等に入る前に、書面になってる証拠、書証ですとか、証拠物ですとか、その中に出てくる写真ですとか、場合によってはビデオとか、そういったものの取調べがあるのかと思うので、そういった場面について、何かお気づきになったことがあればお願いしたいと思うんですが、例えば3番の方の事件だと防犯ビデオが有力な証拠になっているようですけども、防犯ビデオがこういった形で証拠として出てきたかとか教えていただいてよろしいでしょうか。

**裁判員経験者 3**：コンビニとか街にあるビデオで、被告人が、今テレビやニュースなどでよくやってるような形で、順次出てきまして、実際に一番はっきり記憶してるのは瞬間よりも最後に住居に、扉を開けて侵入するところまでありますから、そこまではっきり映ってましたんで。

**司会者**：実際にビデオを再生されたということですか。

**裁判員経験者 3**：はい。見ました。

**司会者**：そういった防犯ビデオの中でどこを見るか分かって見ないと、何のために見てるんだろうというふうになりがちかなとは思いますが、そういった意味ではどういうところに着目しながら見るというのが分かって実際見られたという感じですか。

**裁判員経験者 3**：それは見ながらしっかり説明もしていただきましたんで。はっきりとした、ぼやけた映像でもないですし、はっきり映ってましたんで、判断はできました。

**司会者**：それを見ながら、検察官が今こういうところが映ってますよみたいな説

明も加えながらという感じなんですかね。

**裁判員経験者 3**：それちょっとはつきりとは……。申し訳ございません。

**司会者**：書面になってる証拠の中には、例えば、重要な関係者の供述であっても、証人という形ではなくて、供述調書としていわゆる書証の中で取り調べられることもあるかと思います。例えば今回の皆さんの中では、1番さんの事件だと、問題になっている共犯者は証人として出てきていますけれども、それ以外の共犯者や被害者は、証人としては出てきていないので、恐らくその方々の供述というのは、供述調書というような形で、書証として出てきたかと思うんですが、それについて何か分かりにくかったとか、実際、法廷に来てもらって話を聞いてみたかったみたいな感想とか、そういうのはなかったでしょうか。1番の方、いかがでしょうか。

**裁判員経験者 1**：法廷に共犯者の方がいらして、お話ししてくださったので、その点は良かったと思います。

**司会者**：被害者の供述はどんな形で出てきたか覚えておられますか。

**裁判員経験者 1**：被害者の方に関しては、恐らく検察官の方が述べていらっしやっただんで、被害者の直接的な言葉という点ではなかったように思いました。

**司会者**：先ほどお話しされたように、被害者もそんなに処罰を望んでませんというような話があったようなんですが、それは書面の中でそういった話が出てきたということになるんですか。

**裁判員経験者 1**：そうですね。

**司会者**：それはそれで良かったですかね。本人からどうしてそんな気持ちになったのか聞いてみたいとか、そんな気持ちにはならなかったですか。

**裁判員経験者 1**：そうですね。とりあえずまあ、争うと言ってるのは、恐らくこの共謀したかどうかと、その刑の重さだったので、どちらかと言ったら、被害者の方の言葉は検察官が述べて、私自身はそれで良かったと思うんですけれども。

**司会者**：ありがとうございます。

そういった書面になっている証拠とかが終わった後は、いよいよ証人尋問等が行われることになろうかと思われます。

今回出席されてる皆さんの事件では、いずれも少なくとも1名の証人尋問はなされているようですし、被告人質問もされていると思いますので、そういった証人尋問や被告人質問について分かりやすさの観点からどうだったかということ伺っていきたくと思います。

何か自分の事件でこういったところが良かったとか、こういうところがよく分からなかったとか、そういった感想があればどなたからでも伺いたく思うんですが、いかがでしょうか。

例えば2番の方の事件は、審理予定表を拝見すると、二つ争点があるということもあって、失火か放火かという点についてそれなりの数の証人の方が話をされて、責任能力についてもお医者さん等が証言されているようですけれども、そういった意味で人数の上でも内容の面でも難しいところがあったのかなと思うんですが、それぞれの証人が何のための人なのかとか、それぞれの人が言ってる内容の分かりやすさとか、そういった観点から何か問題になった点とか、良かった点とかあれば、御紹介いただければと思っておりますが、2番の方いかがでしょうか。

**裁判員経験者2**：証人の方はかなり、消防士の方とか警察の方とかそれ以外にも病院の人とかということで、本当にたくさんの方が来られて、やっぱり弁護士さんとかは、本当にそれが信用できますかと突いていくところが、ああ、裁判ってそういうものなんだなと改めて感じ方が変わったというのがあって、いろんな意味で勉強になって、今まで思ってたことと違う感じになりました。

**司会者**：それぞれの証人が証言している内容がどうかとか、それについて弁護人が反対尋問等で、問題にしてるところがどういうところなのか、いずれも、頭に入って理解できたということなんですかね。

**裁判員経験者2**：はい。そうです。

**司会者**：4番さんの事件についても、二つの事実、殺人未遂のそれぞれについ

て、複数の証人がいたようですし、責任能力について鑑定を行ったお医者さんの尋問が行われているようで、こちらもかなり多数の人が、特に鑑定人は割と難しい事項について証言されたかと思うんですが、その分かりやすさの点で何か問題があったとか、困ったとかその辺いかがでしょうか。

**裁判員経験者 4**：鑑定人の先生なんですけど、責任能力の話になって、鑑定人の先生の説明が非常に分かりやすくて、初めて見聞きするようなこともすんなりと理解できるような説明でした。他の証人の方のやりとりも比較的理解しやすかったですけれども、今回責任能力の部分が争点になったように、被告人とのやりとりでかみ合わない発言がすごく多かったので、そこら辺をどのように聞いてどのように理解すればいいのかなというのは、非常に悩みました。

**司会者**：ありがとうございました。

4番さんの事件の鑑定人は、いわゆるプレゼンテーション方式といえますか、お医者さんのほうでスライドを利用する等して御説明されるという方法でしたか。

**裁判員経験者 4**：はい。そうです。

**司会者**：それが非常に分かりやすかったと。

**裁判員経験者 4**：はい。

**司会者**：2番さんの事件でも責任能力についてお医者さんが説明されているようですが、これはプレゼンテーション方式でなされたかどうかというのは覚えておられますか。

**裁判員経験者 2**：よく分からないですけれども、今回酩酊状態という話が出ていたので、そういう段階的に分類がされていて、こういうふうだったらこうなるよみたいな、それが絶対その人に当てはまるかというのではなく、その判定としてこういうふうになりますよという感じで、今回はたぶんこういうことじゃないですかみたいなお話がありました。お話を聞いた中でそういう状態が分かったので、それ以降被告人がどうかというのは、また違うので、その中で話し合いでかなり議論になったというところはあります。

**司会者**：3番の方の事件について、被害者とされる方お二人が証人として呼ばれたと思うんですが、性犯罪ということもあって、遮へいとかビデオリンクとかの措置がとられた上での尋問だったかと思いますが、そういった点も含めて分かりやすさの観点から、良かった点、悪かった点等あれば教えていただければと思います。

**裁判員経験者3**：一人はビデオで見てたんですけど、モニターで、それからもう一人の方は衝立で、傍聴されてる方に姿が見えないように配慮されてるということであったんですけども、こちらもおっしゃったように、性犯罪、私自身もそういったものは、実際に生々しいことを聞いたのも、もちろん初めてですし、ああいう場に立たれて、証言されるのも、また逆に弁護人の方からは、言われたくないことを質問されるというんですか、そういうやりとりがありました。それと被告人の方が外国人の方だったんで、やりとりが、一度通訳の方を介してされてましたんで、私も外国語ができないので、ちょっと理解しにくいところがあって、そんなんやったんは覚えております。ただ、どうしても進んでいく中でやっぱり被害者の感情が入ってきたのも事実やったと思います。そんな感じでした。

**司会者**：ありがとうございます。

検察官側の証人の後に、弁護側の証人がいる事件もありますでしょうし、少なくとも被告人質問という形で、弁護人が中心になって聞く場面もあったかと思いますが、弁護側の証人あるいは被告人質問についても何か気になること、良かった点でも結構ですし、何かありますでしょうか。

先ほど4番さんが被告人とのやりとりがちょっとかみ合わなかったという話でしたけど、病気の関係もあってということですかね。

**裁判員経験者4**：そうなのかなというふうには思いましたけれども。はい。

**司会者**：質問等も含めて何のために聞いているのか分からなかったとかというようなことは、特になかったでしょうか。

そういった証人尋問等が、判断に関わる中心的な証拠になったかと思うんで

すが、十分に心証は取れたかどうかということですのでけれども、先ほど来、話が出てる1番さんの事件は、結局共犯者の言ってることと、被告人が言ってることがどちらが信用できるかという話になってくると思いますし、法廷でも、基本的には連続的に、まずその共犯者とされる方の話を聞いて、被告人の話を聞いてという形だったと思うんですが、その両方を聞いてみて、やっぱりこういうことだなというような心証というのは御自分の中でちゃんと分かりましたでしょうか。それともいろいろ後の評議で議論して初めて分かりましたでしょうか。

**裁判員経験者1**：やっぱり実際に共犯者が法廷に来て証言していただけると、事前に共謀してたという意味では、当人からお話を直接聞けるというのは重要だったなと思いますし、またそういう共犯者の方、被告人の方、それぞれに対して検察官の方とか弁護士の方とか、質問をしたりして、そういう中で共犯者の方の印象とか、被告人の方の印象とか人となりとか、そういうところが伺えますので、そこは良かったと思います。

**司会者**：ありがとうございます。

3番さんの事件も一方で被害者の言い分と被告人の言い分とどちらが信用できるかというところも問題になってるんですが、それに加えて判決を拝見すると被害者の供述が以前のものから変遷している、変わっているんじゃないかみたいなのところも弁護人としては問題にしていたようですね、そういったところで何か分かりにくさとか、なかったでしょうか。

**裁判員経験者3**：はっきりと記憶してるのは、おっしゃった分でちょっと思い出したんですが、証言に立たれたときにおっしゃってることが二転三転じゃないんですけれども、何か矛盾とかいうか、そういったことがあったのは記憶しております。すごい大事なことやったとは思いますが、自分の中でも何ていうんですかね、矛盾探しといたしますか、おっしゃってることと、それから実際のところと矛盾探しをしたような記憶もあるんですが、それが具体的に何やったかというのは、ちょっと記憶してないんですけれども。ただ、証言がちょ

っと違うということで、弁護人の方から指摘があったのは記憶しております。

**司会者**：弁護人が指摘する変遷はどのようなもので、それがどの程度信用性に影響するかということは、今は記憶があれでも、その当時としてはちゃんと理解できましたでしょうか。

**裁判員経験者 3**：そうですね。結果としては、大きくひっくり返すようなことではなかったと記憶しております。

**司会者**：証拠書類についていろいろお話を伺っていききましたけれども、この点についても御質問等ありませんか。

**永井裁判官**：では2番さんに質問なんですけれども、この事件、火が出た原因が失火なのか放火なのかというところの関係で、科捜研の方とか消防士の方のお話を聞いたり、それから被告人が飲んでたとされるお酒の影響はどうだったのかということで、精神科医の方のお話を聞いたということでしたよね。

先ほどのお話だと非常にその内容が分かりやすかったというか、きちんと理解できたというお話だったんですけれども、こちらが勝手に想像すると、結構専門用語とか出てきて、なかなか理解するのが難しそうだなというふうに勝手に想像してたんですけれども、分かりやすかったとすると、何かこういう工夫があったので、分かりやすかったとか、何か良かったところとかあれば教えていただければなと思うんですけど。

**裁判員経験者 2**：書類の論告メモとかそういう中に分からない用語とかが全部説明があったりですとか、その証人の方が出たときにこれはこういう感じですよと全部説明をしてくださってというところがたくさんあったんで、知らない用語とかもかなり分かりやすく教えてくださいました。それでこうなるからこういうことになることがあるんですよと全部、説明もあったので、なるほどというのがよく分かりました。

**永井裁判官**：その情報を説明する紙があったという話でしたけれども、それは初日にやるときから既に手元にあった感じですか。

**裁判員経験者 2**：確か途中から配られて、そのときに載っていたと思います。

**永井裁判官**：審理の途中ですか。

**裁判員経験者 2**：最初からもらった書類が何個かあったのと、その日に来てからももらったりするものがあったような気がします。

**永井裁判官**：分かりました。ありがとうございます。

**司会者**：そういう形で証拠の調べが終わったら、今度は論告、弁論という形で検察官、弁護人がそれぞれまとめた主張をしたかと思います。証拠調べの結果を踏まえて、自分の主張が正しいのだとか、相手方の主張には問題があるのだとかを理解してもらうためにこういった手続がなされていると思いますけれども、そういったことがどこまで伝わったかどうかということについても、御意見を伺いたいと思います。

論告、弁論について良かったところでもいいですし、ちょっとこういうところがよく分からなかったということでも結構なので、何か御感想があれば伺いたいと思うんですが、いかがでしょうか。

**裁判員経験者 2**：最終的にその論告のときに、検察の方が出してくださったのは、まとめられていたものでした。最終弁論の弁護士さんからいただいたものはちょっと字自体が小さくて、書類的にはちょっと見にくかったかなとは思いますが。

**司会者**：弁護士さんが言おうとしていることは御理解いただいたということですか。

**裁判員経験者 2**：はい。そうです。

**司会者**：論告、弁論について検察官や弁護士、裁判官から何か伺いたいことはございますか。

**永井裁判官**：皆さんにお聞きしたいんですけども、論告、弁論で配られた資料は、多分その後の評議のときにも、参照しながら使われてたんじゃないかなというふうに思うんです。検察官の論告は比較的、全体を押さえたものだと、多分それをベースにしながらというお話だと思うんですけど、弁護人が出した、弁論要旨という書面ありますよね。それがこの評議のときにどういうふうに使

われたのか、使いやすかった、使いにくかった、そういう御記憶のところがあれば教えていただけますでしょうか。

順番にお聞きしても大丈夫でしょうか。1番の方、いかがですか。

**裁判員経験者1**：そうですね、裁判員をやっているときに感じたのは、今も振り返って理解してるのは、やっぱり検察官の方々がすごく詳しく時系列で作成されて、弁護人さん側の弁論要旨とかそんなのがすごく簡素で分かりやすいと言ったら分かりやすいんですけどちょっと簡素過ぎるかなという印象もあったのは確かです。

**永井裁判官**：何ていうか箇条書き的な面が多いんですよね。

**裁判員経験者1**：ああ、そうですね。はい。

**永井裁判官**：何を言いたいのかというところが少しこれを見ただけだと分かりづらいですか。

**裁判員経験者1**：そうですね。はい。

**永井裁判官**：逆に3番さんの事件の弁護人の弁論というのは、項目ごとに文章で詳しく書かれてたと思うんですけど、これは使い勝手はどうでしたか。

**裁判員経験者3**：これを見ますと、分かりやすかったし、理解しやすかったと思います。

**永井裁判官**：分量として結構あるというところが若干気になるころではあるんですけども、ここはどうでしたでしょうか。

**裁判員経験者3**：理解はしやすかったと思います。皆さんと一緒にしたから。一人だけでしたら理解するのはちょっと大変だったと思うんですが、そういうふうに記憶してます。

**永井裁判官**：いろいろ評議の中で話し合いながら、内容をどんどん理解したということでしょうか。

**裁判員経験者3**：そうですね。

**永井裁判官**：ありがとうございます。

2番さんいかがでしたか。

**裁判員経験者 2**：そうですね，法廷のときには理解してたことも，評議のときに後で見返したときにちょっとあんまり字が小さ過ぎると分かりにくかったというところはまあ，スライドみたいなのを持って帰ってきてたんで，それを見ながらというところはあるんで，比較的字は大き目の方が分かりやすいかなというの思ってます。

**永井裁判官**：4番さんいかがでしょうか。

**裁判員経験者 4**：双方の論告とか弁論とか双方を見ながら，最後協議した記憶があります。でも，責任能力を判断するに当たって，鑑定人の先生のプレゼンテーションのときにいただきました資料，スライドの印刷されたものがありましたので，主にそれを見てたように感じます。

**永井裁判官**：ありがとうございます。

**満生検察官**：多数の証人尋問が行われた2番さんと，4番さんにお聞きしたいんですが，論告，弁論が終わって評議に入る段階で，それ以前に行われた証人尋問の証言の内容の詳細ってどの程度記憶に残っていましたか。

あるいはその御記憶がちょっとあやふやになっているところをどういうようにしてそこを確認されたかとか，いかがでしょうか。

**裁判員経験者 2**：書類である程度こうでしたというのは見て分かるというところと，実際，私個人の印象としては，聞きたいことはもう覚えてないというところが結構あったので，その中で状況証拠から，放火か失火かというところで争っていったので，どちらかというところ，こうなったらこうなるよという立証じゃないですけど，その説明を最初の2日目とかはお話を聞いてた気がします。

最初のときは分からないみたいな感じであってもその評議をしてる中で，ああ，そういうことなのかと理解はできてきたかなというところはあります。

**満生検察官**：4番さんいかがですか。

**裁判員経験者 4**：いろんな人の証言の記憶のことですよ。

**満生検察官**：評議の中で後で何て言ってたっけとか，忘れちゃったとか，そういうのはなかったかというのは。

**裁判員経験者 4**：一度、基本的には皆さんメモをとられてまして、評議室に帰ってから、証人の方の証言の振り返りのようなことがありまして、そこでお互い聞いたことを出し合って、証言をできるだけきっちりしたものに仕上げていくというようなことがあったと記憶しています。

**満生検察官**：メモを活用すれば、証言の時間がある程度長くなってもその情報量が多過ぎてちょっととても整理できないと、そういうふうな、後で困るようなことは特になかったということによろしいですか。

**裁判員経験者 4**：そうですね。

**満生検察官**：ありがとうございます。

**司会者**：では、今度は、評議についての御感想等を伺っていきたいと思います。

法廷での審理が終わった後の評議の場でも、あるいはそれまでの休憩時間等でも、皆さんは裁判官の方から、種々の説明を受ける等していると思いますけれども、そういった説明について、何か問題がなかったかとか、評議の進行役も裁判官が務めたと思いますけれども、そういった点について良かった点とか悪かった点とか、何でも結構ですので、評議に関連してお気づきになったことがあればおっしゃっていただければと思うんですが、いかがでしょうか。

例えば、先ほど来出ている責任能力というのは、そもそもどういうもので、どういった点を判断しなきゃいけないのかという点もそうですし、どうしてそんなものが法律で必要とされているかという点も、なかなか普通の方には分かりにくい面があるのかなと思います。そういったことについて、裁判官から何らかの説明はしたかと思うんですけれども、そういったものをどこまで御理解いただいて、腑に落ちたか、という辺りはどうでしょうか。

2番の方、いかがですか。

**裁判員経験者 2**：そうですね。本当に難しい争点があったので、裁判官の方が整理していろいろ教えてくださいまして、まず、一遍に考えるのではなくて、まず、失火か放火かというところからまずというところと、あと、今回、責任能力があるかないかというところを次にしてその後に、量刑とかそういう話を段

階的に、みんなで話しながら進めていったというところがあって、かなり難しかったとは思いますが。

**司会者**：2番さんの事件では、弁護人は心神喪失と主張しているけれども、そこまではいかないよと、だけど検察官が言うように、完全な責任能力があるのではなくて、著しく能力が減退していたということで、心神耗弱という結論になっていたと思いますが、結果としても難しい判断をされていると思うんですけども、難しいながらもきちんと理解した上で議論できたという御感想でしょうか。

**裁判員経験者2**：そのとおりです。はい。

**司会者**：4番の方はその責任能力がどういうもので、どういうところで判断するのかとか、なぜそれが必要なのかとか、それについては十分、裁判官の説明等でお分かりいただけましたでしょうか。

**裁判員経験者4**：はい。ボードやプリント等ですごく丁寧に説明していただきましたし、評議の最中も疑問に思ったときに、疑問点をすぐに聞いたりできるようなそういう状況だったので、非常に分かりやすく進んだと思います。

**司会者**：ありがとうございます。

他に裁判官の説明だったり、進行について良かった点、悪かった点等何かあれば是非忌憚のない御意見を伺えればと思うんですが。いかがでしょうか。

十分に評議ができたという御感想ですか。評議に関連して、どなたか質問はありますか。

**永井裁判官**：1番さんが最初におっしゃったことでちょっと気になってたところがあったんですけど、1番さんが担当された事件は路上強盗の事件で、強盗致傷罪が成立することは争いがないと、ただ、事前の共謀が窃盗の限度だったのか、強盗まで共謀してたのかが争いがあるという事件だったんですね。

どっちにしろ強盗致傷罪が成立するのに、何で事前共謀があったかなかったかが問題になってるのかなというふうに最初思われたみたいなことをおっしゃっててるようにお聞きしたんですけども、そういう理解でよろしいですか。

**裁判員経験者 1**：そうですね。要は事前共謀があったかなかったかによってかなり量刑が変わってくるから、そうなってるのかなというみたいな感じで。

**永井裁判官**：それは最初から分かっていたのでしょうか。

**裁判員経験者 1**：そうですね。冒頭陳述のとき、最初はちょっと裁判官から簡単に説明を受けてたとは思いますが、まだしっかりはのみ込めてなくて、裁判が進んでいくにつれて、ああ、そうかと、争点になってるんだなみたいな理解につながったという感じなんです。

**永井裁判官**：だんだん途中から理解があったということですかね。

**裁判員経験者 1**：そうですね。

**永井裁判官**：多分評議の中とか、その前かもしれませんが、裁判所から量刑というのはこういうふうにご覧くださいみたいな説明はさせていただいてると思うんですが、どのタイミングでそういう説明はお聞きになったか覚えていらっしゃいますか。

**裁判員経験者 1**：量刑についての資料とかそんなのがたしか配られたのは覚えています。最後の方の評議のところ、大体その用語の説明とか、こういう考え方で行われているというのを、そこで説明されて。

**永井裁判官**：多分、行為責任とか、やったことの悪さに応じて刑期を見るんですよみたいな説明があったと思うんです。

**裁判員経験者 1**：ああ、そうですね。

**永井裁判官**：それは評議の中でされたという御記憶ですかね。

**裁判員経験者 1**：そうですね。ここもこの辺りで。

**永井裁判官**：そうすると1番さんの感想からすると、そういった説明とかあるいは事前共謀があったかなかったかというのは、何のために争われてるのかっていうのは、一番最初に説明があるとより理解がしやすかったというふうないうことでしょうか。

**裁判員経験者 1**：そうですね。一番最初に余計なことを言わないための配慮だったのかなみたいなのはありますけど、あったら分かりやすいかなという感じも

します。

**永井裁判官**：分かりました。どうもありがとうございます。

それからまた幾つかお聞きします。

3番さんにお聞きしたいのですけれども、先ほど性犯罪という事件でどうしても被害者側の視点に立ってしまったということで、とても率直にお話いただきましたけれども、それがその後の評議とかを通じてだんだん修正されていったみたいなお話があったかと思います。

どういうきっかけでそういうふうに見方が変わってきたとか、その辺りもし何か加えてお話いただくことがあればお聞きしたいのですが。

**裁判員経験者3**：そうですね。はっきりとは。思い出しながらなんですが、一つははっきり覚えているのは、他の方の意見を聞く中で、自分自身を整理できたという事は記憶しております。

**永井裁判官**：それと、その評議の中では、自分は違う意見ですということを比較的言いやすいといいますか、議論ができる評議だったのでしょうか。

**裁判員経験者3**：法廷から戻りまして、裁判長、裁判官、それから裁判員の皆さんの中で、非常にこれは普段にないぐらい、自分の思っていることを発言できたと記憶しています。

**永井裁判官**：もし、そういうふうにできたらポイントはどんなところにあるかとか何か、お感じになってることはありますか。

**裁判員経験者3**：そうですね。さっき一番最初に、私言ったんですけど、こういうところですから、とにかくガチガチといいますか、堅い考えで、笑いもないといいますか、そういう場だと決めつけてきたんですけども、私が人を裁く立場として、そういった場でもそういう形で、裁判を進めていけたのは、これは本当に裁判長、裁判官の皆さんの力が大きかったと思います。全員が、本当に黙り込むことなく、聞かれることに対しても自分の意見を出せたと思います。

**永井裁判官**：ありがとうございました。

**司会者**：それでは、ここで二つ目の意見交換事項に入らせていただきます。

裁判員として参加しやすい選任手続や裁判の日程等というところでは。

本日お越しにいただいている皆さんはいずれも争いのある事件を担当されたということもあり、かなりの期間裁判所にお越しにいただいております。

具体的に申し上げますと、選任手続も含めて1番さんは7日間、2番さんは8日間、3番さんは8日間、4番さんは9日間にわたり裁判所に来ていただいと伺っております。そうしますと、これだけの日数を空けることについてお仕事ですとか、御家族の関係とか、いろいろ調整に苦労される点があったかと思えますし、とりわけ裁判員の場合、候補者として裁判員等選任手続に来ていただく段階ではまだ確定的には分からない、選ばれて初めて確定的にそれだけの期間来なければいけないということが決まるということで、そういった意味でもいろいろ御苦労される面があったのではないかなと思います。

皆さん、結果的にいずれも裁判員をお務めいただいた方なので、調整ができたということかなとは思いますが、そういった調整等を行うに当たってこういう日程の入れ方の方がいいとか、いうことがあれば是非伺いたいと思います。

我々も今でも頭を悩ませるのが、選任期日と公判期日の入れ方をどうするのかということです。今回の皆さんの事件を見ても、1番さんの場合には、午前中に選任手続を行って、その日の午後から公判期日が始まっている。それに対して2番さんや3番さんの場合には、選任手続はそれだけで終わって、公判期日はその数日後、週末を挟んで翌週のいずれかの日から始まっているという形だったと伺っております。

4番さんの事件はある日の午前中に選任手続があって、その日の午前中に公判期日が始まる形にはなりますけれども、その日は冒頭陳述までだけ行って、本格的な証拠調べ等の審理は数日置いて始まったというふうに承知しております。

こういうふうに裁判所としても、いろいろなやり方を試行錯誤しているような

状況であるんですけども、そういった点について御意見等是非いただければと思います。

先ほど1番さんは選ばれてすぐ期日が始まってという話をされてましたが、そういった心の準備の面でも結構ですし、日程調整の面でも結構ですので、感想等があれば是非お願いします。

**裁判員経験者1**：確かに今おっしゃったとおり、午前中に選任手続して午後から本当にもうすぐ始まるんやというところはちょっとびっくりしたところですけども。

そうですね、ただ、日程の調整とかいう点では私の場合は会社員ですけども、自営業の手伝いみたいな立場ですので、その辺は融通が利かせられてたのでできましたけれども、普通の方やったら、どうなのかなというのはありません。

ただ、他の方、私以外にも裁判員の方とか補充裁判員の方もきちっと最後まで来ましたので、この方もうまく調整はされてきたんだろうなというふうには感じました。

**司会者**：一方で選任手続をやって午後も審理を入れるとなると、全体的に無駄な期間がなくなるというか、裁判所にお越しいただく日数は減る可能性もあるというメリットもある一方で、いろいろ心の準備とか期日調整の難しさとか、それをどういうふうにバランスさせるかということなんですが、2番の方、3番の方は選任手続は半日だけで、数日後に公判が始まるということでしたけれども、それについて良かったのか悪かったのか、御感想あればお願いしたいと思うんですが。

2番の方、いかがでしょうか。

**裁判員経験者2**：何かあってここに一番最初に候補者になったときも連絡したときに結構すれ違いで、言ったのに再度連絡が来たりとか、お手紙が来たりということが結構やりとりに、いや、この間言ったのに結構つながらなくてというところがかかりあったんで、そこは窓口が一つとか二つとかあって、ある程度

分かってくださる方が有り難いなというところがあったのと、あと今回はこの日程、最終までくるまでは内容も分からなかったのも、漠然的にこの曜日出れませんという感じで、仕事で調整はしてたんですけども、事前にこういう感じですよというところが分かれば、仕事のここは半日だけ出れたかなというところも分かったりとかもあったので、分かるところがあれば教えてくださる方が有り難いなと。

**司会者**：今のお話は事前にお伝えした内容はこの日とこの日とこの日に来てくださいますというだけで、この日のうちの午後は例えば空きますよとか、そこまでは書いていないので、そこまであればよりやりやすいというところですか。

**裁判員経験者 2**：その方が有り難いですね。はい。

**司会者**：ありがとうございます。

3番の方は何か日程について困った点とか、そういうことはありますでしょうか。

**裁判員経験者 3**：私の場合は全く問題なくといいますか、選任で要は登録されます、こちらに伺って、まさかの選任、それからすぐに会社に連絡入れまして、選任されれば連絡入れますって、それで私、車を動かす仕事なんですけれども、営業とか自分だけしか分からない仕事、自分がいなければ回らない仕事でしたら、大変やと思うんですけど、逆にもう会社の方から、行きなさいということで、私でなくてもみんな同じことをやっているのだから、交代ができますので、日程だけ分かっておれば何ら問題はありませんでした。

**司会者**：ありがとうございました。

4番さんについては先ほど申し上げましたけれども、選任手続があつて、選ばれてその午前中のうちに、公判が始まるということで、先ほど1番さん以上にすぐに務めを果たされたということになると思うんですが、そういった点についてやりやすかったとか、やりにくかったとか、そういうのはないでしょうか。

**裁判員経験者 4**：正直言いまして、余りにも時間が詰まっていたので、そのときど

んなふう思ったかという、余り覚えてなくて、あっという間に、この案件担当するんやという感じでした。

けれども、その冒頭陳述とかの後、5日ほど空けてから本格的に始まったんですけれども、そのときも裁判長とかが、毎回なんですけれども、振り返りじゃないんですけれども、こういうことありましたよねとか、このことはこうこうでとか、理解をきちんとしてくださったので、そういった面で何か焦りとか、困ったりとかいうことはなかったです。

日程等の件なんですけれども、私も職場的にすごく理解のあるところなので、日程を空けることなくできました。

**司会者**：ありがとうございます。

そういった参加しやすさの観点から、事務的に工夫できること等、先ほど2番の方からお話いただきましたけれども、こういうふうになれば、もっとしやすいとかいうアイデアとか、御要望とかあれば是非伺いたいと思うんですが、何かおっしゃっていただけるようなことございませんでしょうか。

とりあえず今回皆さん、何とか調整していただいたということで、そういった意味ですごく大変だったということはないということですかね。

ありがとうございます。

時間の関係もありますので、この点はこれぐらいにして、次に守秘義務についての御感想や御意見についても少しお話を伺いたいと思います。

裁判員の皆様には裁判官の方から、例えば評議の内容は秘密にしてくださいとか、関係者のプライバシーに関わるようなことも秘密なので、他では話さないでくださいとか、他方で法廷で見聞きしたことですとか、裁判員を務めてみての感想等は秘密ではありませんとか、いろいろ説明をされたかと思いますが、その説明等について御理解いただいて納得いただけたかどうかとか、実際問題として、例えば守秘義務が気になって困ったことがあるとか、そういったところについて御感想とか御意見があれば是非伺いたいと思うんですが、いかがでしょうか。例えば、守秘義務に反しないかということが不安で、周りの人

に自分の経験を十分に話すことがしづらかったとかはないでしょうか。

特にないですかね。例えば、裁判員を務めての感想とか、この事件がどういう事件であるとか、どういうところが問題になったかというのは、特に秘密ではないので、お話しただいてもいいですし、裁判所としてはそういった経験を周りの方にもお伝えいただければ、有り難いとは思ってるんですけども、そういったところは周りの方にもお話等していただいていますかね。

守秘義務があるので、余りこのことは周りの方には話さないようにしてるとか、そういう方はいらっしゃらないでしょうか。

それでは、最後に傍聴していただいている記者さんの方からもし御質問があればお願いします。

**司法記者：**報道の観点からお伺いしたいと思います。

一つは事前に報道だと、裁判員についてどんなイメージを持っていて、実際にやってみたら全然違うじゃないとか、報道でもっとこんなことを裁判員について広くみんなに知ってもらった方がいいんじゃないか、知らせてほしいなというようなことがもしあれば、教えていただきたいと思います。

もう一つ、続けて質問させていただきますけれども、裁判員の議論の中で、時々裁判員の構成についてなんですけれども、最後の議論のあった参加しやすさの問題と絡みますけれども、皆さんの裁判員の構成が6人とか8人の構成がどんな構成だったかというのは、私それぞれ存じ上げませんが、何か参加できる人が偏っているんじゃないかという指摘がこれまでもあるところですけども、もうちょっと参加できる人の幅があった方がいいんじゃないかとかということを実際にもし感じられたことがあれば、教えていただきたいと、この2点に関してお願いします。

**司会者：**今の2点に関して、順番にお願いしたいと思うんですが、まず1番の方からお願いします。

**裁判員経験者1：**裁判員を实际経験をして、私は最初に申しましたけれども、路上強盗で被告人と共犯者の方とが事前に共謀したかどうかというのが争点には

なってますけれども、こういう言い方はあれですけども、新聞とかにも載っているような事件でもありませんでしたし、被害者の方も亡くなっておらず、また厳罰も望んでいないということでしたので、そういう意味ではまあ、心理的な負担感というのは、余りなかったです。殺人事件とかに比べるとですね。

**司会者**：事前に報道等で裁判員はこういうものだみたいなイメージをお持ちになったかどうかは。

**裁判員経験者 1**：そうですね。裁判員はどういうことをするんやろみたいな全く想像すらできないことでしたので。

**司会者**：構成といいますか、担当された際の裁判員の方がどんなばらつきがあったのか、偏りがあったのか、その辺はどうでしたか。

**裁判員経験者 1**：そうですね。私の場合はお互いにそこで初めてお会いして外見とか、そういうふうな印象だけでいうと、性別も年代もそこまで偏ってはいないように思いました。無作為だとおっしゃってましたけど、年代的にもそこまで偏っているとは思いませんでした。

**司会者**：今の質問の趣旨としては、どうしても裁判員をお務めいただくとなると、仕事を持っている人よりは、リタイアした方とかいうところに偏る可能性があるんじゃないかということだと思っんですけれども、そういった意味での偏りが感じられたかどうかというのはいかがですか。

**裁判員経験者 1**：私は案外偏らないものなんだなというふうに感じました。

**司会者**：ありがとうございました。

2番の方、報道等でのイメージということと、そういった意味で偏りがあったかということはいかがでしょう。

**裁判員経験者 2**：裁判員制度に関しては、やり出したというのは知ってたんですけども、終わったかなぐらいの、すみません。クリスマスぐらいに私、候補者になりまして、クリスマスのプレゼントが届いてしまって、えーっと思って、まだしてたんだと思って、ここから結構他人事みたいなところが実際になったので、実際に抽選場に行きました、当たりましたというのがあって、結構

難しいというイメージがすごくあったので、私には無理かな、もっと賢いちゃんとした人の方がと思ってて、全然裁判所って重たいイメージなんですけど、事件について、こういうふうに決めていくんだなというのが、今まで思ったことと違うことを教えてもらったと、本当にいい人生経験をしたかなというところもあるので、思ってるイメージと違うというのは多分皆さんに教えていただいた方がいいんじゃないかなということと、あとはその私が思ったのは、偏りはなかったなと思います。

**司会者**：ありがとうございます。

3番の方、いかがでしょうか。

**裁判員経験者3**：私は現行どおりの選ばれ方でいいんじゃないかと思います。そこに出していただいた冊子にも何万分の一とかでということが書いてあったんですけども、でしたら、もう少し枠を増やして、例えば登録する人の数を増やすとか、または希望者というのもおかしいかも分かりませんが、選出されるんじゃないかと、中にはやはりそういったことに興味があるという方もおかしいかも分かりませんが、いらっしゃると思うので、そういった方々も選ばれた方が、窓口といいますか、広げられてもいいんじゃないかなと思います。

**司会者**：特に裁判員の構成に偏りが感じられたかということは。

**裁判員経験者3**：私のときは確か偶然やったと思うんですけど、男性女性確か半々でしたし、年齢層は、どうですかね、すごい御年配の方はいらっしゃらなかったと思うんですけども、問題はなかったと思います。偏りはなかったと思います。

**司会者**：ありがとうございます。

4番の方、お願いします。

**裁判員経験者4**：私も裁判員制度というのを本当に今までの方がおっしゃったように、やってたんだという感覚でした。

やっぱり裁判という何ていうんですか、裁判というのを聞くと、やっぱりど

うしても構えてしまうというところがあって、自分自身がしっかりした意見を持って、何なら自分が何でもして、自分が判決をしないといけないのかなと思ってたんですけども、そういったことは全然なくて、きちんと分かるように説明してもらえたのと、あと裁判官はすごい怖いイメージがあったんですけども、そういうのは全然なくて、きちんと振り返りもしていただきましたし、最初に雑談じゃないですけども、ちょっと普段の話をしてから、評議に入っていくというようなお気遣いをいただいて、非常にそこは経験して良かったなと思います。

また、他の人に聞かれたんですけども、その証拠とかを見せられると違って、実際、怪我をしたとかであればその傷口とか見せられるのと違うみたいな感じで、周りの人に聞かれたんですけども、私は今回たまたまそういう切り傷とかそういったのは、悲惨なといったら変ですけども、ひどい状態の情報のそういったものとかは見ることはなかったんですけども、もしそういうふうなことを見ないといけなくなったとき、その範囲がどういうふうになるかというのをあらかじめ分かっていたら、敷居が低くなるのではないかなと思います。

裁判員のばらつきに関しては、私も特に、本当に無作為で選びはったんかなって思うぐらい、偏りがなかったと思います。

**司会者：**よろしいでしょうか。

では、時間になりましたので、これで意見交換会を終了するということにいたします。

裁判員の経験者の皆様におかれましては、長時間、貴重な御意見をお聞かせいただきまして誠にありがとうございました。

以 上